

第29回町村議会広報全国コンクール審査方針

議会改革の一環として、住民に開かれた議会の実現を目指す取り組みが活発化している中で、議会広報紙には、議会の活動状況を広く住民に提供するための「広報」機能のみならず、住民の声を汲み取り、住民と議会の意思疎通を図るための「広聴」機能を果たし、住民と議会の架け橋になることが期待されている。

このことを踏まえ、町村議会広報全国コンクールの審査にあたっては、応募作品たる議会広報紙が、住民の立場に立って編集されていることを審査基準の第一義とし、下記に掲げる「5つの指針」に従って、個々の編集技術について審査を行うこととする。

記

5つの指針

1 編集体制

- (1) 取材から編集まで議員みずからが参画する編集体制になっているか。
- (2) 議会閉会から広報紙発行まで適切な所要日数か。
- (3) 定例会ごとに発行しているか。
- (4) 臨時会に対応するための工夫を行っているか。（臨時号、特集号等）
- (5) 全ての住民に公平に配布されているか。また、ホームページへの掲載や公共施設などに配備するなどして住民以外にも公開しているか。
- (6) 議会広報委員会の設置については条例などに基づいているか。
- (7) 住民の声を編集に反映させるための工夫をしているか。（モニター、アドバイザー、写真提供者等）
- (8) 編集方針や技術を引き継ぐためのマニュアルなどを作成しているか。

2 企画・構成

- (1) 記事の内容、配置、流れ、情報量が住民ニーズと合致しているか。
- (2) 単に審議経過を報告するだけでなく、議会の機能（チェック機能、政策提案機能等）が住民に伝わる内容になっているか。
- (3) 議事公開の原則に徹しているか。（議案、賛否結果を含む）
- (4) 委員会（所管事務調査を含む）報告が適切に行われているか。
- (5) 一般質問について、登壇者ごとに質問項目及び答弁の内容を適切に掲載しているか。

- (6) 請願・陳情について、請願（陳情）者名、趣旨、請願にあっては紹介議員の氏名、討論の内容、賛否結果等をわかりやすく掲載しているか。
- (7) 適切な情報公開（政務活動費、議長交際費、議員の出欠状況など）を広報紙上で行っているか。
- (8) 議会報告会、休日・夜間議会、模擬議会などの報告記事を掲載しているか。
- (9) 議会（委員会）傍聴、議会報告会への参加など住民参画に向けた呼びかけを行っているか。
- (10) 行政または議会に対する住民の声を掲載しているか。また、それに答えるような企画はあるか。
- (11) 工夫を凝らした特集記事（企画記事、連載記事）を掲載しているか。
- (12) ページ数、情報量が議会広報紙に適しているか。

3 編集・デザイン

- (1) 議会広報への関心を高める表紙デザインとなっているか。
- (2) トップ記事がインパクトのある編集になっているか。
- (3) 読みやすい紙面レイアウト（文字サイズ、文字間、行間、段組、見出し、リード、写真）になっているか。
- (4) 図表やグラフなどを用いて、わかりやすい記事に仕上げているか。
- (5) 記事と写真（イラスト）、写真とキャプションの関係は的確か。
- (6) 字体、色使い、視覚的効果のバランスが優れているか。
- (7) 印刷は鮮明か。写真の発色は適切か。
- (8) 余白、ヘッダー・フッダーの使い方が効果的か。
- (9) 見開きページの活用方法は適当か。
- (10) 奥付（発行年月日、発行者名等）は的確か。

4 言語・文章

- (1) わかりやすく、ふさわしい日本語（語彙、文法、言い回し等）を使っているか。
- (2) 議事、質問などの内容が要約された文章となっているか。
- (3) 具体的で、的確な見出しを付けているか。
- (4) 難しい専門用語に注釈などの手当てをしているか。
- (5) いわゆる「役所ことば」の言い換えを実行しているか。
- (6) 数字（特に桁数の大きい金額等）の表記が適切か。
- (7) 漢字、送り仮名、仮名遣いは標準表記となっているか。
- (8) 改行、段落、句読点などの使い方が正しいか。

- (9) 文体の統一がなされているか。
- (10) 誤字・脱字、不適切な表現（差別表現等）はないか。

5 表紙写真

- (1) 表現力豊かな写真（人物の表情）となっているか。
- (2) 構図がしっかりとっているか。
- (3) 読者の興味を誘うようなインパクトのある写真となっているか。

平成 26 年 6 月 25 日

全国町村議会議長会
町村議会広報表彰審査会

審査委員長 山田貞雄
審査委員 長岡光弘
審査委員 芳野政明
審査委員 吉村潔